

練馬区新型コロナウイルス感染症に係る介護事業者等特殊勤務手当補助事業実施要綱

令和2年8月6日

2 練福高第592号

(目的)

第1条 この要綱は、家族介護者が新型コロナウイルス感染症（コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染し、入院等の必要がある場合に、家族介護者が不在の間、自宅に残された介護を必要とする高齢者または障害者の生活を支えるサービスを提供した介護事業者等に対して、サービス従事者（以下「従事者」という。）に支給した特殊勤務手当を補助することにより、必要な介護サービス等を円滑に提供し、新型コロナウイルス感染症に感染した家族が安心して療養できるようにすることを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、つぎの各号のいずれかに該当する者とする。

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する介護保険サービスのうち、つぎに掲げる事業のいずれかを行う者

ア 法第8条第2項に規定する訪問介護

イ 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護

ウ 法第8条第4項に規定する訪問看護

エ 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護

オ 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

カ 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護

キ 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護

ク 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護

ケ 法第115条の45第1項第1号イに定める第一号訪問事業（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者による実施に限る。）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）に規定する障害福祉サービスのうち、つぎに掲げる事業のいずれかを行う者

ア 総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護

イ 総合支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護

ウ 総合支援法第5条第5項に規定する行動援護

エ 総合支援法第5条第8項に規定する短期入所

オ 総合支援法第5条第9項に規定する重度障害者等包括支援

前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める介護サービス等を行う者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業者がつぎの各号のいずれかに該当する場合

は、補助金を交付しない。

他の補助制度等により、補助を受けている場合

練馬区暴力団排除条例（平成24年12月練馬区条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団である場合

代表者、役員または使用人その他の従業者もしくは構成員が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員である場合または同条第3号に規定する暴力団関係者である場合

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、家族介護者が新型コロナウイルス感染症により入院等をした際自宅に残された介護を必要とする高齢者または障害者のうち保健所が濃厚接触者として健康観察の対象としたものに、直接前条第1項各号に規定する介護サービス等の提供（以下「対象サービスの提供」という。）を行った従事者に対して、補助対象事業者が特殊勤務手当の支給を行う事業とする。

（補助の要件）

第4条 前条の対象サービスの提供は、令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間に提供されたもので、つぎの各号のいずれかに該当するものとする。

つぎの全てを満たすものであること。

ア 練馬区（以下「区」という。）の介護保険被保険者または区の区域内に住所を有する障害者（総合支援法第4条第1項に規定する障害者をいう。）に対するものであること。

イ 家族介護者が行っていた介護等に代わって行うものであること。

前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるものであること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象事業者が対象サービスの提供を行った従事者に追加で支給した特殊勤務手当に対し、従事者1人につき、1日当たり、実際に支給した額と4,000円とを比較して、少ない方の額とする。

（補助の申請）

第6条 補助を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに練馬区新型コロナウイルス感染症に係る介護事業者等特殊勤務手当補助事業交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に対象サービスの提供を受けた高齢者または障害者の状況、従事者名、提供したサービスの内容と期間等が分かる資料および個人情報に係る同意書の写しを添えて区長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは練馬区新型コロナウイルス感染症に係る介護事業者等特殊勤務手当補助事業交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の不交付を決定したときは練馬区新型コロナウイルス感染症に係る介護事業者等特殊勤務手当補助事業不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第8条 区長は、申請者に対し、補助金の交付決定に当たり、つぎの条件を付すことが

できる。

区長は、補助事業の円滑な執行を図るため必要と認めるときは、補助事業の遂行状況、経理状況その他必要な事項について、補助対象事業者に報告を求めることができること。

補助対象事業者は、前号の報告により、区長から必要な指示を受けたときは、ただちにその指示に従わなければならないこと。

補助対象事業者は、補助金と事業に係る収入および支出との関係を明らかにした調書を作成し、これを5年間保管しておかななければならないこと。

前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める条件

(申請内容の変更)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象事業者は、事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ練馬区新型コロナウイルス感染症に係る介護事業者等特殊勤務手当補助事業変更承認申請書(第4号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは事業変更の承認を決定し練馬区新型コロナウイルス感染症に係る介護事業者等特殊勤務手当補助事業変更承認通知書(第5号様式)により、不適当と認めるときは事業変更の不承認を決定し練馬区新型コロナウイルス感染症に係る介護事業者等特殊勤務手当補助事業変更不承認通知書(第6号様式)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金の交付方法は、原則、確定払とする。ただし、第7条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象事業者から練馬区新型コロナウイルス感染症に係る介護事業者等特殊勤務手当補助事業概算払請求書兼口座振替依頼書(第7号様式)の提出があった場合は、概算払によることができるものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象事業者は、補助事業が完了したとき(廃止したときを含む。)または補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、あらかじめ区長が指定する期日までに練馬区新型コロナウイルス感染症に係る介護事業者等特殊勤務手当補助事業実績報告書(第8号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 区長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を決定し、練馬区新型コロナウイルス感染症に係る介護事業者等特殊勤務手当補助事業補助金額確定通知書(第9号様式)により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求および交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助対象事業者は、別に指定する期日までに、練馬区新型コロナウイルス感染症に係る介護事業者等特殊勤務手当補助金請求書兼口座振替依頼書(第10号様式)を区長に提出しなければならない。

2 第10条の規定により概算払を受けた補助対象事業者は、前条の規定による通知を受

けたときは、速やかに練馬区新型コロナウイルス感染症に係る介護事業者等特殊勤務手当補助事業補助金精算書(第11号様式)を区長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

(補助金の取消し)

第14条 区長は、補助対象事業者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他この要綱に違反したと補助対象事業者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員を含む。)が第2条第2項第2号または第3号に該当するに至ったとき。

前3号に掲げるもののほか、区長が不相当と認める事情が生じたとき。

(補助金の返還)

第15条 区長は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しの部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じるものとする。

2 区長は、第12条の規定により補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、第10条の規定により概算払を受けた補助対象事業者が、既にその額を超える額を交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(交付台帳の整備)

第16条 区長は、補助金の交付状況を明確にするため、交付台帳を整備するものとする。

(委任)

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年8月6日から施行し、同年6月1日から適用する。